

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを「ステークホルダーの持続的かつ長期的利益実現のために、経営を健全にし効率化する仕組み」と捉え、経営意思決定の迅速化、経営責任および業務執行責任の明確化、経営の監視機能、コンプライアンス体制、リスク管理、内部統制の強化に取り組んでおります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,083,200	9.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,513,400	7.29
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	7,879,500	4.99
農林中央金庫	4,800,000	3.04
日産化学取引先持株会	4,023,300	2.55
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,530,000	2.23
日産化学従業員持株会	2,709,300	1.71
JXホールディングス株式会社	2,573,600	1.63
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,447,700	1.55
小野薬品工業株式会社	2,376,000	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
梶山千里	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶山千里	○	社外取締役の梶山千里氏は、国立大学法人九州大学元総長です。同大学は、当社と共同研究等を行っておりますが、規	工学博士としての専門性ならびに国立大学法人九州大学総長、独立行政法人日本学生支援機構理事長および公立大学法人福岡女子大学理事長として培われた幅広い知識・経験

模・性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

等を有しており社外取締役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員数

5名

監査役員数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・監査役、会計監査人、内部監査部門、社外取締役、子会社の監査役等は、それぞれ定期的にまたは必要に応じて意見交換を行うなど連携を図っております。

・監査役・社外取締役が必要と考える場合、会社の費用において、外部の専門家の助言を得ることができます。

・監査役・社外取締役の指示を受けて会社の情報を的確に提供できるよう監査役付および経営企画部等が、適宜社内または子会社等との連絡・調整にあっております。

社外監査役員の選任状況

選任している

社外監査役員数

3名

社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数 更新

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
秋田勝美	他の会社の出身者													
近藤純生	他の会社の出身者													
片山典之	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

秋田勝美		<p>社外監査役の秋田勝美氏は、当社の借入先である農林中央金庫の出身です。2015年3月末の当社の同金庫からの借入残高は6,920百万円です。この額は当社の負債および純資産合計の3.6%であり、同金庫は当社の主要な取引先(当社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関係会社と同程度の影響を与える取引関係がある取引先)に該当しないと判断しております。</p>	<p>金融機関における長年の経験があり、財務に関する相当程度の知見を有しており社外監査役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。</p>
近藤純生		<p>社外監査役の近藤純生氏は、当社の借入先である株式会社みずほ銀行の出身です。2015年3月末の当社の同行からの借入残高は9,252百万円です。この額は当社の負債および純資産合計の4.8%であり、同行は当社の主要な取引先に該当しないと判断しております。</p>	<p>金融機関における長年の経験があり、財務に関する相当程度の知見を有しており社外監査役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。</p>
片山典之	○	<p>社外監査役の片山典之氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー弁護士です。同事務所と当社との間には取引実績はありません。</p>	<p>弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、社外監査役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。</p>

### 【独立役員関係】

独立役員の数 <small>更新</small>	2名
その他独立役員に関する事項	

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

役員報酬については、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう役員が継続的かつ中長期的な業績向上を図り当社グループ全体の価値の増大に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し適切な水準を定めることを基本としております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 <small>更新</small>	

平成26年度において取締役に支払った報酬 322百万円(使用人兼務取締役の使用人給与相当額50百万円は含まれておりません。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

役員報酬については、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう役員が継続的かつ中長期的な業績向上を図り当社グループ全体の価値の増大に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し適切な水準を定めることを基本としております。なお、個々の報酬につきましては、取締役分は取締役会の決議、監査役分は監査役の協議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

### 1. 社外取締役(1名)のサポート体制

・社外取締役は、取締役会等に出席し、経営方針、経営改善等に適宜助言を行うとともに、監査役等との連携を確保しつつ、経営の監督等を行っております。  
・取締役会に付議される議案等の内容について経営企画部等が事前に説明するとともに、問い合わせ窓口となっております。

### 2. 社外監査役(3名)のサポート体制

・監査役の要請によりその職務が効率的かつ円滑に遂行できるよう補助すべき使用人として監査役付を置き、(1)内部監査・監査役会等の開催調整、(2)監査の補助および情報の収集伝達等を行っております。  
・社外監査役のうち、2名は常勤監査役であり、他の社内監査役(常勤)と交代で経営会議、コンプライアンス委員会等に出席するほか、経営会議資料等経営上の重要事項の報告を受けるなど、社内監査役と同等の情報伝達を受けております。  
・取締役会に付議される議案等の内容について、監査役付が社外監査役(非常勤)へ事前に説明するとともに、問い合わせ窓口となっております。  
・社外監査役3名は、取締役会等に出席し、法令、経営方針、経営改善等に適宜助言を行うとともに、経営の監督等を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1)現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

#### 1. 業務執行および監督

当社は、経営の迅速な意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化し、経営戦略の構築力・実現力の向上を図るとともに、取締役と執行役員の任期を1年とすることにより、経営責任および業務執行責任を明確化しております。  
2014年4月に執行役員制度を導入したことにより、2014年6月開催の定時株主総会において、取締役の員数を20名から12名に削減しております。

#### 2. 取締役会

当社の取締役会は、7名(うち社外取締役1名)の取締役で構成し、原則として毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決議するとともに、取締役および執行役員の業務執行を監督しております。経営に関する重要事項につきましては、取締役会または経営会議において慎重に審議し決定することで、事業リスクの排除・軽減に努めております。

また、取締役会審議の活性化を図るため、取締役会資料等を事前に配布するとともに、開催頻度・開催日程・審議時間・審議項目数等について経営企画部等が必要に応じて調整窓口となっております。

#### 3. 内部監査

当社は、内部監査部を設置し、6名の人員にてグループ内部監査規則に基づき、公正かつ独立の立場で当社グループの内部監査を実施しております。なお、会計、法務、知的財産、環境安全・品質保証部門等が専門の見地から業務内容をチェックしております。

#### 4. 監査役監査

当社の監査役会は、4名(うち社外監査役3名)の監査役で構成しております。監査役は、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、監査役会で定めた監査計画に基づき、取締役会はもとより、その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行について監査を行っております。なお、常勤監査役秋田勝美氏および同近藤純生氏は金融機関における長年の経験があり財務に関する相当程度の知見を有しております。

#### 5. 会計監査

八重洲監査法人を会計監査人に選任しており、当社および国内子会社につき、各期末に限らず、期中においても適宜監査を受けております。2014年度において当社の監査業務を執行した公認会計士は、三井智宇(継続監査年数6年)、高城慎一(同7年)および廣瀬達也(同2年)の3名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士補その他2名です。

#### 6. リスク管理体制

当社グループのリスク管理体制は、取締役会が任命するCRO(チーフ・リスクマネジメント・オフィサー)の統括のもと、各部門・箇所および連結子会社それぞれにリスクマネージャーを配置し、経営企画部を事務局として、個々の組織が抱えるリスクの抽出・評価およびこれに基づく対応策の実施状況の検証ならびに危機・緊急事態対応体制の強化、事業継続計画(BCP)の策定を行うほか、コンプライアンス、レスポンシブル・ケア、品質保証、GCP、安全保障輸出管理に係る専門委員会がそれぞれの観点から業務の適正化を進めるとともに、CROに情報を集約するなどの体制を組織しております。

### (2)監査役の機能強化に関する取組状況

監査役の機能強化につきましては、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外監査役の選任状況」および「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」をご参照下さい。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であり、経営の効率性および健全性を向上するために現在の体制を採用しております。

また、社外監査役(3名、うち2名常勤)の監査により、客観的・中立的な経営の監視が十分に機能しております。

さらに、社外取締役を選任しており、外部の視点から経営の監視監督を行うことおよび第三者の知見を加えることで、経営の透明性、健全性、客観性を一層高めてまいります。

## III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

#### 補足説明

#### 株主総会招集通知の早期発送

- ・株主の皆様にご覧の議案の検討を十分いただけるよう招集通知の発送早期化に努め、第145回定時株主総会開催日(2015年6月25日)の24日前となる2015年6月1日に発送を行います。
- ・あわせて招集通知を総会開催日(2015年6月25日)の27日前となる5月29日に当社ホームページ

	ージ( <a href="http://www.nissanchem.co.jp">http://www.nissanchem.co.jp</a> )に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主との皆様との建設的な対話を促進するため、いわゆる第1集中日は避けております。本年第145回定時株主総会は、2015年6月25日に開催いたします。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権を行使できる環境を株主様に提供しております。その行使方法等につきましては、招集通知においてご案内しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	・(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 ・招集通知を、当社ホームページ( <a href="http://www.nissanchem.co.jp">http://www.nissanchem.co.jp</a> )に掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	・英文の招集通知(要約)を当社ホームページ( <a href="http://www.nissanchem.co.jp">http://www.nissanchem.co.jp</a> )に掲載しております。また、アニュアルレポート、その他英文情報も随時当社ホームページ( <a href="http://www.nissanchem.co.jp">http://www.nissanchem.co.jp</a> )に掲載しております。
その他	・株主の皆様の便宜を図るため、当社ホームページ( <a href="http://www.nissanchem.co.jp">http://www.nissanchem.co.jp</a> )に、招集通知・決議通知・臨時報告書(議決権行使結果)等を掲載しております。 ・株主総会会場では映像や音声を用いて事業の報告や議案の説明を行うなど株主の皆様に理解を深めていただく工夫を行っております。

## 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ディスクロージャーポリシーの内容につきましては、当社ホームページ( <a href="http://www.nissanchem.co.jp">http://www.nissanchem.co.jp</a> )に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会にご出席いただいた株主の皆様との建設的な対話を促進するため、総会終了後に「株主懇親会」を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	財務部担当取締役副社長による年度決算および第2四半期決算発表後に説明会を実施しております。また、説明会資料を当社ホームページ( <a href="http://www.nissanchem.co.jp">http://www.nissanchem.co.jp</a> )に掲載しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	財務部担当取締役副社長が、毎年、米国・欧州・アジア等で開催される証券会社等主催のコンファレンス等に参加し、直接海外投資家への説明および意見交換を実施しております。また、説明会資料(英文)を当社ホームページ( <a href="http://www.nissanchem.co.jp">http://www.nissanchem.co.jp</a> )に掲載しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ( <a href="http://www.nissanchem.co.jp">http://www.nissanchem.co.jp</a> )に下記資料を掲載しております。 * 企業理念、基本方針、行動指針 * 決算情報(決算短信、決算説明資料、有価証券報告書等) * 決算情報以外の適時開示資料 * コーポレートガバナンスの状況(含むコーポレートガバナンス報告書) * 株主総会招集通知、決議通知、臨時報告書 * 株主通信(ビジネスレポート) * 中期経営計画 * CSRレポート * 株主還元(配当政策)など	
IRに関する部署(担当者)の設置	・株主・機関投資家の皆様との建設的な対話を実現するため、IR担当役員(財務部担当取締役副社長)およびIR担当部署(財務部)を設置しております。 ・株主・機関投資家の皆様との建設的な対話を促進し、投資判断に必要な情報を適時、公正公平にかつ継続して提供するため、IR担当部署(財務部)、広報・SR担当部署(経営企画部)等が連携して適時開示等、適切に開示するよう努めております。	
その他	・対話等において把握される株主・機関投資家の皆様のご意見・懸念は、定期的に、取締役会等で報告されるようにしております。 ・株主・機関投資家の皆様との対話に際しては、社内規則(インサイダー取引	

管理規則等)に従い適切な対応に努めております。  
 ・定期的に株主判明調査を実施し、株主構造の把握および議決権行使結果の分析に努めております。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、ステークホルダーを「お客様・株主・投資家、従業員、地域・社会、取引先」と定義し、すべてのステークホルダーの期待に応え、信頼を高めていくために、次の基本方針を定めております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コーポレート・ガバナンスを強化し、経営の安定性・健全性・透明性を確保します。</li> <li>2. 適切な化学物質管理および環境負荷の低減に一層注力し、地球環境の保全に取り組みます。</li> <li>3. すべてのステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、適切に情報を開示します。</li> </ol>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、「優れた技術と商品・サービスにより、環境との調和をはかりながら、社会に貢献する」という企業理念が、事業活動の基本であり、この実践こそがCSR活動であると認識しています。より一層CSRへの取り組みを強化するため、経営企画部を事務局とするCSR推進会議を設置し、活動内容の充実を図っております。</p> <p>当社CSR活動等の実施内容につきましては、CSRレポート等で報告するとともに、当社ホームページ(<a href="http://www.nissanchem.co.jp">http://www.nissanchem.co.jp</a>)に掲載しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、すべてのステークホルダーの期待に応え、信頼を高めていくため、CSR基本方針にもとづき、当社ディスクロージャーポリシーに従って適時開示を行います。</p>
その他	<p>当社は、「価値創造型企業」として成長し、社会に貢献するためには、多様な人材が活躍することが不可欠だと考えています。今後も公正な評価、育成によって、男女を問わず優秀な人材を登用することで、女性の活躍促進を図ってまいります。</p>

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社および当社の子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
 日産化学グループ企業倫理指針に基づき、企業集団全体を対象としたコンプライアンス規則を策定し、コンプライアンスに関する基本方針を定めるとともに、コンプライアンス委員会および相談ほつライン(内部通報制度)を設置することにより日常的に法令を遵守する。内部通報制度においては、コンプライアンス委員会および社外弁護士に匿名でも通報できる体制とし、また通報者に対し通報を理由に処遇上の不利益を与えない。

反社会的勢力とは一切関係をもたないこととし、不当な要求を受けた場合、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。内部監査部は、内部監査規則に基づき、公正かつ独立の立場で内部統制の整備状況および運用状況につき監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
 当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、情報管理規則等社内規則に則り保存および管理を行う。

(3) 当社および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
 リスク管理規則等社内規則に則り緊急時を含めたリスクの適切な管理を行う。

当社は、チーフ・リスクマネジメント・オフィサー(CRO)およびリスク管理事務局を設置し、リスクを包括的に管理するとともに、リスクマネージャーを設置し、各部門・箇所・子会社におけるリスクの管理を行う。

CROは、リスク管理事務局、リスクマネージャー、コンプライアンス委員会、レスポンシブル・ケア委員会等関連する委員会等からリスクに関する情報を収集・分析し、必要な対策を講じる。

また、CROは、取締役会にリスク管理の状況を定期的に報告する。

緊急時には、CROの判断により対策本部を設置する等、適切に対応する。

(4) 当社および当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
 当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化し、経営戦略の構築力・実現力の向上を図る。

経営に関する重要事項は、取締役会規則、経営会議規則等社内規則に則り取締役会、経営会議で決定する。

取締役会および経営会議の決定に基づき、執行役員が業務を執行する。

取締役会は、決定した重要事項の進捗状況等取締役および執行役員の業務執行状況を監督する。社外取締役の選任により、取締役会の監督機能を強化する。

関係会社管理規則において、関係会社に対する全般的な管理方針について定め、企業グループとして経営の健全性を高める。

(5) 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
 子会社は、業務の執行について当社に報告し、当社は、子会社における経営の自主性を尊重しつつ、健全な業務の遂行に資する必要な助言と指導を行う。

また、当社の取締役または従業員が、子会社の取締役または監査役を兼務し、子会社を監督・監査する。

当社は、子会社に対し当社の内部統制システムに準拠することを求めるとともに、内部監査部が監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項およびその従業員の取締役からの独立性に関する事項  
 当社は、監査役の要請によりその職務を補助すべき従業員を置く。当該従業員が監査役の職務を補助する際は、取締役および上位職位者の指示命令を受けないものとする。また取締役および上位職位者からの独立性を確保するため、当該従業員の監査役補助者としての任命、異

動の決定には、監査役会の事前の同意を得る。

(7) 当社および当社の子会社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会他重要な会議に出席する。

当社および当社の子会社の取締役および従業員は、取締役会・経営会議等での決定に基づく業務執行の結果のうち、重要なものについては、監査役に報告する。また、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、取締役、内部監査部および子会社の監査役等と、定期的に意見交換を行う。監査役がその職務について必要な費用の前払または償還等、費用または債務の処理を求めた場合には当社はこれを負担する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、日産化学グループ企業倫理指針において、法令の遵守、社会規範の尊重を掲げるとともに、コンプライアンスを維持向上・推進する目的で策定し、当社および子会社の取締役および従業員に周知しているコンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たないことを掲げている。

また、平素より反社会的勢力との関係を遮断するため、総務担当部署を対応統括部署とし、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めるなど体制を整備している。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

#### 該当項目に関する補足説明

#### 会社の支配に関する基本方針

##### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念および企業価値の源泉を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

当社は上場会社であるため、誰が当社の財務および事業の方針の決定を支配する者になるかは、市場における当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであり、当社株式に対する大規模な買付行為の提案がなされた場合に、これに応じるべきか否かの判断も、最終的には当社の株主の皆様の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主および取締役会が買付行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案する等のために必要な情報および時間を提供することなく行われるもの、対象会社やその関係者に対して不当な高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものと考えられます。

したがって、当社は、このような買付行為を行う者は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを真摯に目指す者であるとは言えないため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

##### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、「優れた技術と商品・サービスにより、環境との調和を図りながら、社会に貢献する」を企業理念としております。

また、当社は、当社グループの各事業における独自技術および保有する製品に新たな価値を付加した製品を開発するために独自技術を有機的に組み合わせる総合力、ならびに、かかる総合力を発揮する土壌となる社風が、当社の企業価値の源泉であると考えております。当社は、このような企業理念および企業価値の源泉についての考え方に基づいて、平成22年4月に6か年の中期経営計画「Vista2015」を始動し、お客様とともに成長する「価値創造型企業」としての実力を高めるための取組みを継続していることに加えて、経営の透明性の向上、コンプライアンス体制の強化、環境への一層の配慮、社会貢献活動の推進等、企業としての社会的責任を果たすことにより、全てのステークホルダーから信頼される存在感のある企業グループの実現に総力をあげて取組み、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に努めております。

なお、中期経営計画「Vista2015」の具体的内容につきましては、当社ホームページ

[http://www.nissanchem.co.jp/news\\_relese/news/n2013\\_05\\_14.pdf](http://www.nissanchem.co.jp/news_relese/news/n2013_05_14.pdf) をご参照下さい。

##### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成26年6月26日開催の当社第144回定時株主総会の承認を得て、平成20年6月27日開催の当社第138回定時株主総会で導入の承認をいただき、平成23年6月26日開催の第141回定時株主総会で一部変更の上更新の承認をいただいた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について、実質的内容を維持したうえ更新しました(以下変更後の対応方針を「本プラン」といいます。)

#### 1) 本プランの概要

##### 1. 大規模買付ルールの設定

当社は、本プランにおいて、当社株券等について株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる大規模買付行為を提案する大規模買付者に対し、株主の皆様がその提案に応じるか否かを検討するために必要十分な情報を提供すること、および、大規模買付行為は当社取締役会が定めた評価期間(大規模買付行為の方法および条件に応じて最大60日間または最大90日間、延長は原則一度・最長30日)経過後または株主の皆様の意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)における対抗措置の発動の否決後に開始することを求める大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、評価期間内において、大規模買付者から提供された情報に基づき、大規模買付行為を評価・検討し、当社取締役会としての意見を公表します。また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件等について交渉し、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

##### 2. 大規模買付行為への対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、または、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合など、必要性が認められる場合には、相当な対抗措置が発動されることがあります。但し、対抗措置の発動については、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、独立委員会への諮問あるいは

株主意思確認株主総会の一方または双方を経ることを要します。なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、株主意思確認株主総会を開催した場合には、その決議に従うこととします。

### 3. 対抗措置の内容

本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、大規模買付者は行使できないなどの一定の条件・条項等が付された新株予約権を、その時点の全ての株主の皆様に対して割り当てる新株予約権の無償割当てによるものとします。

### 4. 株主の皆様および投資家の皆様への影響

当社が対抗措置として新株予約権の無償割当てを行った場合、および、新株予約権の行使等が行われた場合において、大規模買付者以外の株主の皆様および投資家の皆様が保有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。他方、新株予約権の行使等に関しては差別的条件等が付されることが予定されているため、当該行使等に際して、大規模買付者の法的権利等に不利益が発生する可能性があります。

### 2) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社第147回定時株主総会終結の時までとします。

### 3) 本プランの廃止および変更

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止または変更されるものとします。

また、かかる有効期間の満了前であっても、毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本プランの継続について審議することとし、当該取締役会において、本プランの継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの内容の詳細につきましては、当社ホームページ

[http://www.nissanchem.co.jp/news\\_release/news/n2014\\_05\\_15.pdf](http://www.nissanchem.co.jp/news_release/news/n2014_05_15.pdf) をご参照下さい。

(4) 上記の取組みが、上記の基本方針に沿い、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことに関する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

#### 1) 上記基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を向上させることを目的に、上記基本方針に資する取組みを実施しております。この取組みは、中長期的視点から当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保・向上のための具体的な方策として行われているものであり、これを当社の株式の価値に適正に反映させることで、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう大規模買付行為は困難になるものと考えられることから、上記の基本方針に沿うものであると考えております。

したがって、この取組みは、上記の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### 2) 本プランについて

本プランは、十分な情報の提供および十分な検討等の時間の確保の要請に応じない大規模買付者、ならびに、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本プランは、このような大規模買付行為を防止するものであり、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、本プランにおいては、株主意思の反映、独立委員会の設置、対抗措置発動に係る客観的かつ合理的な要件の設定等、当社取締役会による恣意的な運用を防止するための様々な合理的な制度および手続が確保されております。

したがって、本プランは、上記の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、企業情報を適正に開示し、経営の透明性を確保することを行動指針として定めております。情報取扱責任者である経営企画部長が、重要事実等東京証券取引所の定める会社情報の適時開示を担当し、社内規則(インサイダー取引管理規則等)に従って、以下のとおり適時開示すべき情報を取扱います。

### 「1. 決定事実および決算に関する情報

決定事実および決算情報については、取締役会または経営会議で承認いたしますが、両会議とも経営企画部が事務局となり、経営企画部長は、当該情報を早期かつ正確に把握できる立場にあります。

経営企画部長は、決定事実および決算情報の承認後、会社情報を遅滞なく開示いたします。

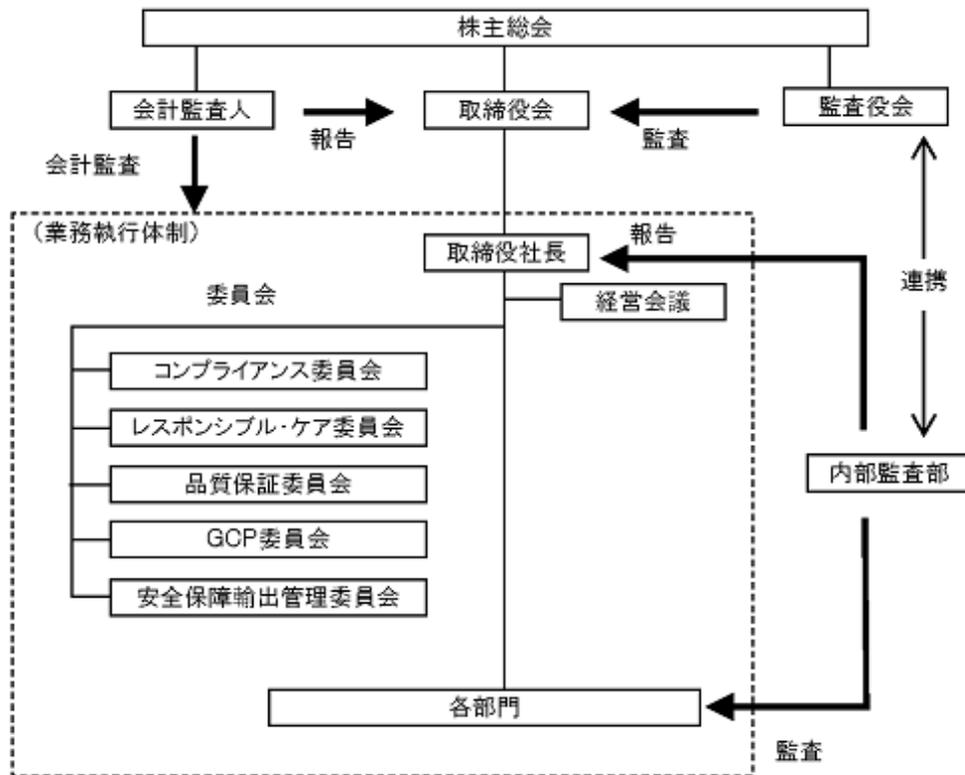
### 2. 発生事実および子会社に関する情報

当社に係る発生事実ならびに子会社に係る決定事実、発生事実および決算情報については、当社各部門および子会社の長から経営企画部長に直ちに報告されます。

経営企画部長は、集約された会社情報が、東京証券取引所適時開示規則等に基づき開示すべきと判断した場合、社長等に報告する一方遅滞なく開示いたします。」

また、当社ディスクロージャーポリシーの内容につきましては、当社ホームページ(<http://www.nissanchem.co.jp>)に掲載しております。

当社における会社の機関・内部統制等の関係



当会社における会社情報の適時開示に係る体制

